

小牧山の利用に係る許可条件等について

小牧山を利用してイベント等を実施する場合、他の利用者への安全配慮や史跡小牧山の保護のため、下記のとおり「小牧山利用届出書」の届出者に対して許可条件を定めます。

許可条件が順守されない場合は利用を不許可とし、イベント等開催中に許可条件が順守されていないことが発覚した場合、許可の取り消し（イベント等の途中中止）を行います。

なお、イベント等の内容によっては、許可条件を追加・削除する場合がありますのでご了承ください。

記

- ① 関係諸法令に基づく手続きを行い、その許可を得ること。
 - ・ステージやテントなど構造物等を設置する場合：史跡現状変更等許可【市教育委員会】
ステージや構造物等の設置を希望しても、その設営（固定）方法によっては設置を許可できないことや、文化財保護法に基づく現状変更許可申請が必要となる場合があるので、事前に市（小牧山課）と協議すること。
 - ・飲食を伴う出店の場合：臨時営業許可（飲食店業許可）【保健所】
 - ・火気器具（発電機、コンロ等）を使う場合の届出【消防署】
- ② 騒音、交通渋滞等、周辺住民の生活の妨げとならないようにすること。
 - ・音が出るイベント等の場合、その音量等により周辺住民等から苦情があった場合は、イベントを中止・中断すること。
- ③ 小牧山の駐車場として、小牧山北駐車場（有料・2時間まで無料）を案内すること。必要に応じて届出者で他所に確保すること（関係者、出店者の駐車場も含む）。また、参加者に対してもその旨を周知し、公共交通機関での来場を呼び掛けること。
- ④ 事故が発生しないように十分注意し、万が一発生した場合は届出者の責において速やかに対処するとともに、市（小牧山課）へも報告すること。
 - ・市としてはイベント保険等へ加入することを推奨。
- ⑤ 芝生を利用する場合は、養生を行うこと。
 - ・芝生へは車両を乗り入れないこと。
 - ・やむをえず車両を乗り入れる場合は、必ずコンパネ等で養生すること。
- ⑥ 史跡保護・保存の観点から土塁や堀、植栽内、山の斜面など、園路や広場以外の場所に立入らないこと。
- ⑦ 小牧山へ車を乗り入れる場合は、市（小牧山課）が貸与する「通行許可証」を運転者へ渡し、ダッシュボードの外部から視認できる場所に掲示すること。
 - ・「通行許可書」を貸与するにあたり、事前に乗り入れ時間帯・台数・通行経

路図等を記した書類を提出すること。

- ・「通行許可証」を小牧山利用の前日（前日が市役所閉庁日に当たる場合は、その直前の市役所開庁日）までに受け取ること。
 - ・小牧山内を通行する際はハザードランプを点灯し、徐行すること。歩行者優先を意識し、無理に追い抜いたり、クラクションを鳴らしたりしないこと。
 - ・小牧山へ車を乗り入れる際は、出入口に警備員を配置するとともに、車両の誘導を行うこと。その際、出入口は車止めを設置し、自由に車両が出入りできないようにすること。そこで、警備員の配置図（人数も分かるもの）を提出すること。
- ⑧ テント等、設置物の安全対策を行うこと。
- ・風で飛ばされたり、倒れたりしないよう養生すること。金属ペグ等で固定することは可能。木杭や単管パイプを打つなどしての固定は不可。
- ⑨ 電気、水道設備等は貸出さないため、各自必要に応じて用意すること（市と共催の場合を除く）。
- ⑩ 施設を破損させた場合は、主催者（届出者）において現状復旧すること。
なお、復旧方法等は事前に市（小牧山課）と調整すること。
- ⑪ その他
- ・暴力団および暴力団員等がイベント等に関与していないこと。
 - ・発生したゴミは届出者が持ち帰り処分すること。また、汚水や油等についても適正に対処すること。
 - ・飲食等で出た汚水や残渣、油等を側溝や集水桝、トイレ等に流さないこと。
 - ・不明な点があれば、市（小牧山課）と協議のうえ、その指示に従うこと。

※「小牧山利用届書」の提出前に、上記の内容を記した事業計画書等（イベント等の準備から撤収までのタイムスケジュール等を含む）を事前に小牧山課に提出し、内容について協議すること。